
流山市建築基準法令關係取扱基準集

流山市

流山市建築基準法令関係取扱基準集改正経緯

制定日 平成29年4月1日

施行日 平成29年4月1日

改定日

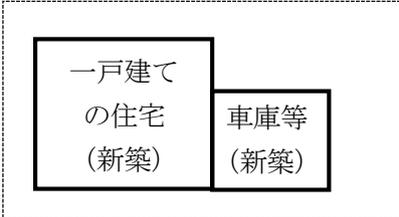
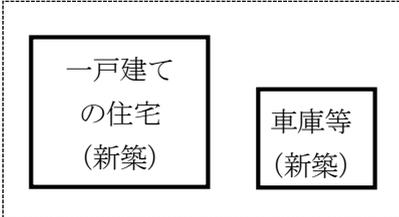
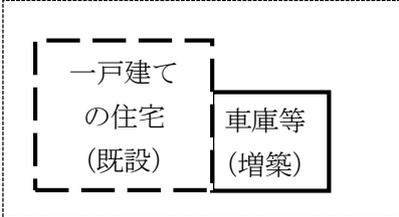
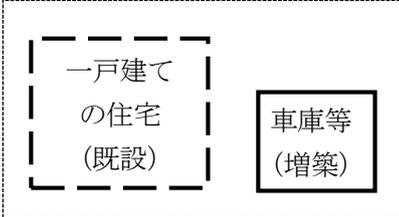
①平成31年4月1日

流山市建築基準法令関係取扱基準

目次

・ 消防長等の同意を要する住宅の取扱い	1
・ 小規模な倉庫の取扱いについて	2
・ 第一種低層住居専用地域における附属倉庫の取扱いについて	3
・ 防火構造の屋内側の被覆について	4
・ 折り上げ天井の場合の排煙上有効な範囲	5

流山市建築基準法令関係取扱基準

表題	消防長等の同意を要する住宅の取扱い
要旨	建築基準法第93条第1項ただし書きにより、建築基準法施行令第147条の3第1項に定める消防同意を要する住宅の取扱いを明確にする。
内容	<p>建築確認に際して消防同意を要する住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の申請部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるもの。※</p> <p>※一戸建ての住宅の附属建築物は、敷地内において同一棟、別棟に限らないこととする。</p> <p>①～④の建て方によらず、規模要件により該当するか否かを判断する。</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①住宅と車庫等を同一棟として新築する場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>③住宅と車庫等を別棟として同時に新築する場合</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>②既存住宅に車庫等を同一棟として増築する場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④既存住宅の敷地に車庫等を別棟として増築する場合</p>  </div> </div> </div>
備考	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 第93条 ・ 建築基準法施行令 第147条の3 ・ 消防法 第7条
関連	

流山市建築基準法令関係取扱基準

表題	小規模な倉庫の取扱いについて	
要旨	技術的助言の趣旨を踏まえ、小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、「外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの」として取扱うものを示す。	
内容	<p>小規模な倉庫は、外部から荷物の出し入れを行うことができ、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（１）次の各号全てに該当するもの。</p> <p>ア：奥行きが1m以下であること。</p> <p>イ：高さが2.3m以下であること。</p> <p>ウ：床面積2㎡以下であること。</p> <p>エ：内部に人が立ち入らないこと。</p> <p>（２）市が管理する公園内に設ける防災備蓄倉庫で、次の各号すべてに該当するもの。</p> <p>ア：流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱で定める自主防災組織が設置する防災資機材を収納するための倉庫で、都市公園占用許可を受けたものであること。</p> <p>イ：既製品の鋼製倉庫であること。</p> <p>ウ：高さが2.3m以下であること。</p> <p>エ：床面積が5㎡以下であること。</p> <p>オ：収納品の出し入れ時以外は内部に人が立ち入らないこと。</p>	
備考	（２）の防災倉庫を設置する場合は、別途、流山市市民生活部防災危機管理課と協議が必要となる。	
関係条文	・建築基準法第2条	
関連	<p>・平成27年2月27日 国住指第4544号</p> <p>・流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱</p>	

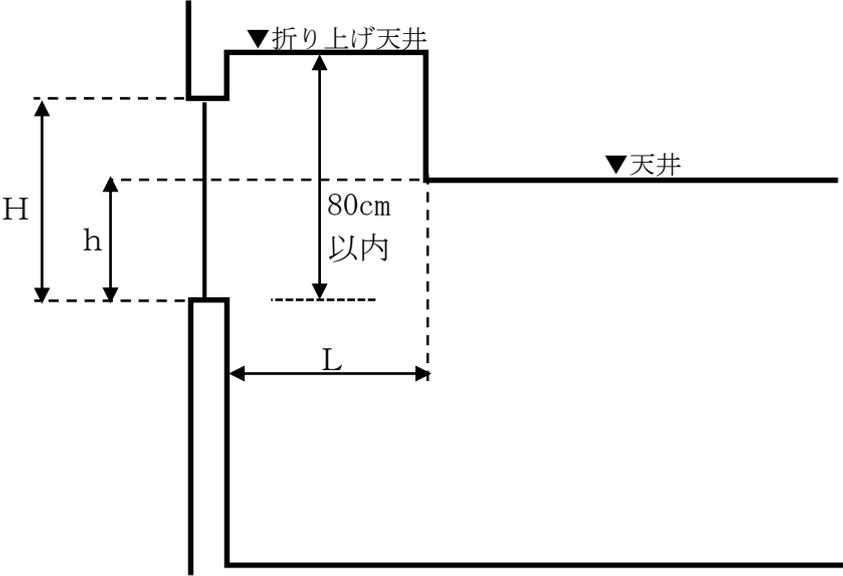
流山市建築基準法令関係取扱基準

表題	第一種低層住居専用地域における附属倉庫の取扱いについて
要旨	第一種低層住居専用地域における附属関係にある倉庫に対する建築の可否については、下記の内容のとおり判断するものとする。
内容	<p>○附属する倉庫として建築できるもの</p> <p>a：母屋に附属するもの 母屋の床面積を超えない床面積の倉庫とする。</p> <p>b-1：兼用住宅の住宅部分に附属するもの 住宅部分の床面積を超えない床面積の倉庫とする。</p> <p>b-2：兼用住宅の住宅部分以外の部分に附属するもの 延べ面積の1/2以上が居住の用に供するもので、住宅部分以外の部分と附属倉庫の床面積の合計が50㎡以下であるものとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-right: 20px;"> <p>①住宅部</p> <p>②住宅部分以外の部分</p> <p>③住宅部分以外の部分に附属する倉庫</p> <p>④住宅用の自動車車庫</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>②+③ ≤ 50㎡</p> <p>④は、②、③に関わらず建築基準法施行令第130条の5に規定される附属建築物を除き建築可能</p> <p>(④の面積は①+②+③の合計以下、かつ600㎡以下)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図：b-2 の場合のイメージ</p>
備考	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法 第48条 ・ 建築基準法 別表第2 ・ 建築基準法施行令 第130条の3、同第130条の5
関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和28年12月21日 住発1204号

流山市建築基準法令関係取扱基準

<p>表題</p>	<p>防火構造の屋内側の被覆について</p>
<p>要旨</p>	<p>木造建築物等における延焼のおそれのある部分の外壁について、防火構造の屋内側被覆の範囲は、軒裏（防火構造である場合に限る）より下の屋内に面する部分とする。</p>
<p>内容</p>	<p>建築基準法第 23 条に規定される木造建築物等における外壁で延焼のおそれのある部分の構造について、防火構造の屋内側被覆の範囲は、軒裏（防火構造である場合に限る）より下の屋内に面する部分までとする。ただし、国土交通大臣の認定を受けたもので、屋内側被覆の範囲が明確に図示されているものを除く。</p> <div style="text-align: center;"> <p>■ 屋内に面する部分</p> </div>
<p>備考</p>	<p>建築確認申請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第 10 条第 3 号特例に該当する建築物については、申請書 4 面 12 欄に明示すること。 ・令第 10 条第 4 号特例に該当する建築物については、申請書への明示に加え図面に明示すること。
<p>関係条文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第 23 条 ・平成 12 年建設省告示第 1359 号
<p>関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部材の防耐火性能に関する Q & A (2012 年 4 月 日本建築学会) ・神奈川県「防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する神奈川県内の取扱いについて ・防火材料等の認定や運用にかかる質問・回答集 (防火材料等関係団体協議会 平成 24 年 4 月 18 日)

流山市建築基準法令関係取扱基準

表題	折り上げ天井の場合の排煙上有効な範囲
要旨	折り上げ天井を設けて、天井の高さを一部分だけ変更した場合の排煙口の有効範囲について、どのように取り扱うかを示す。
内容	<p>図1に示すような折り上げ天井を設けて、天井の高さを一部分だけ変更した場合の排煙口の有効範囲については、下記の通り取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $L \geq 80 \text{ cm}$ ならば、Hを有効範囲とする。 ・ $L < 80 \text{ cm}$ ならば、hを有効範囲とする。 <p>なお、H及びhは80cm以内とする。</p>  <p style="text-align: center;">図1</p>
備考	
関係条文	・ 建築基準法施行令 第126条の3
関連	・ 新・排煙設備技術指針 1987年版 p.148